

第5章 実現化への方針

この章では、これまでに取りまとめた野田市の将来像やまちづくり部門別方針などの実現に向けた市民、企業、行政それぞれの役割や、市の取組体制について整理しています。

- 5-1 パートナーシップ（協働）によるまちづくりの推進
- 5-2 実現のための取組体制
- 5-3 開発許可制度の活用

第5章 実現化への方針

社会情勢が大きく変化し、市民生活も多様化する中で、将来を見据えたよりよいまちづくりを進めていくためには、それぞれの地区の特色をいかした、市民の多様なニーズにきめ細かく対応していくことが必要です。

市民参加型で策定された本マスタープランの推進に当たっては、市民と行政の連携のもと、より一層の理解を深め、協働作業によるまちづくりを進めることが重要となります。

また、野田市の継続的な発展・成長は、行政のみの力で成し遂げられるものではなく、長期的な視点の元に、市民、行政、さらには企業なども含めた野田市に関わる全ての人々が一体となって、将来像の実現に向けた取組を推進していくことにより、はじめて可能となります。

そのため、本都市計画マスタープランに基づく個別の事業やまちづくりの実施に当たっては、市民参加や関係者との意見交換の機会を充実し、様々な意見を反映するなど、パートナーシップによるまちづくりの推進に向けた体制づくりを進める必要があります。さらに、野田市の継続的な発展・成長と地域の活性化のために、開発許可制度を最大限に活用することが必要と考えています。

5-1

パートナーシップ（協働）によるまちづくりの推進

今後、市民参加のまちづくりを協働作業により進めるため、市民・企業（事業者）・行政がそれぞれの責任の下、適切に役割を分担するとともに、協議・支援など、パートナーシップを大切にしまちづくりを進めていきます。

また、近年定着しつつあるNPO活動への積極的な参加を促すとともに、活動に対する支援策についても検討を進めます。

1) 市民の役割

これからのまちづくりにおいては、市民がまちづくりの初期段階から積極的に参加し、主体となって創りあげていくなど、市民の納得の下にまちづくりを進めていくことが重要となります。そのため、将来都市像などの実現を図っていくためには、市民が主役となり、市民一人一人の認識を深め、自らできることを主体的に実施していくとともに、身近な生活環境などの在り方について地域の人々と共に考え、行動するなど、住民発意のまちづくりを展開していくことが必要となります。

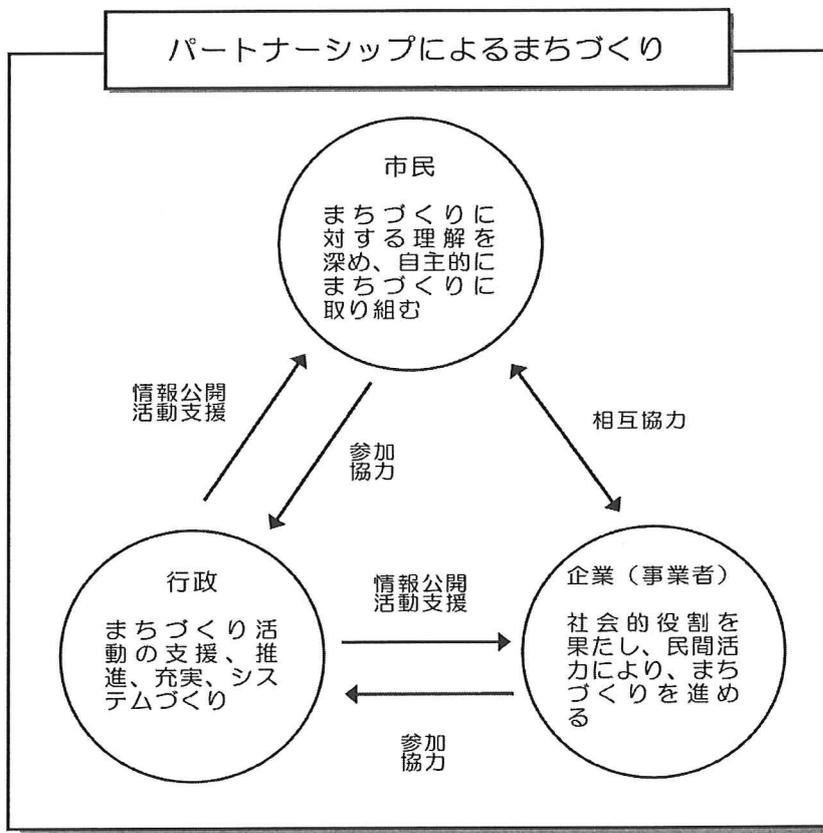
2) 企業（事業者）の役割

企業（事業者）の役割としては、生活利便の向上や就業の場の提供など、

企業活動を通じた社会的な役割を果たすことが求められます。そのため、企業（事業者）も市民の一人としてとらえ、まちづくりに対する理解を深めるとともに、行政との連携、地域住民との協力の下に、より良い街並みの創出、地域の活性化などに向けた活動を企業に対して促していくことが必要となります。

3) 行政の役割

これからの行政の役割としては、計画づくりから事業の実施までの各段階に応じ、広報や市のホームページなどの活用による情報提供や技術提供、適切な情報公開、さらには市民が容易にまちづくりに参加できるような場の設置など、市民が主役となったまちづくりを側面から支援することが重要となります。市民や事業者がまちづくり活動を積極的、継続的に実施できるようなまちづくりに関する総合的な支援体制の確立に努めます。



5-2 実現のための取組体制

1) まちづくりの推進体制の確立

持続性のあるまちづくりを進めていくため、市民や企業が望んでいる意見・要望を踏まえつつ、施策の優先順位やその効果を様々な観点から検討し、実効性のあるまちづくり施策の展開を図るなど、長期的な視点に立って計画的なまちづくりを推進できるような体制の確立に努めます。

2) 庁内組織体制の充実

まちづくりの推進に当たっては、都市計画分野だけでなく、様々な行政分野と連携をとった総合的な展開が必要です。計画的な行政を推進するため、総合調整機能を強化し、効率的な行政運営に努めます。

また、まちづくりの展開には、熱意と知識をもった職員の育成が重要であり、計画策定やまちづくり事業などに関する研修などを充実させ、市民とともにまちづくりを進めるための人づくりを行います。

3) 関係機関との連携

公共事業や土地利用の誘導、都市施設整備など、広域的なまちづくりの推進に当たっては、国や県、周辺市町村及び関係機関との調整が必要となります。そのため、関係機関との連携を強化するとともに、市民に最も身近な行政組織として、市民意向を計画や事業へ反映することができるよう、広域的な視点からまちづくりへの協力を要請していきます。

4) 進行管理と見直し

事業の進捗状況を踏まえ、定期的に内容を点検・確認して、基本理念・基本目標を守りつつ柔軟に対応していきます。

また、社会経済情勢の変化や大規模なプロジェクトの進展など、本計画の見直しが必要な場合には、適宜柔軟に計画の改定をし、市民から改めて意見を吸収できる取組を行います。

5-3

都市計画制度の活用

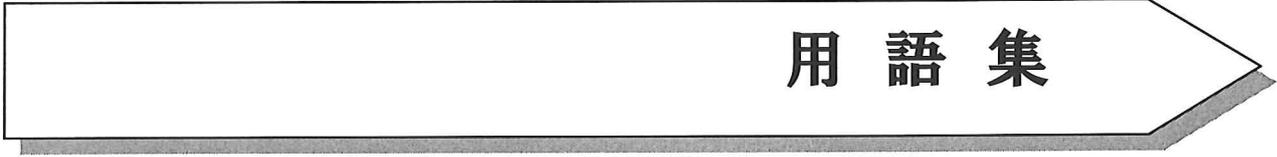
野田市の継続的な発展・成長と地域の活性化のために、無秩序な市街化を制御することを基本としつつ、都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地利用を推進するため、次の制度の活用を進めます。

1) 開発許可制度の活用

市街化調整区域における開発許可の要件として、地区計画に定められた内容に適合した事業の場合は、許可が受けられる制度があります。

にぎわいや雇用の場の創出を図り、産業と地域を活性化するためには、本制度の活用が有効な手段であると考えられます。

このため、本制度の活用が図られるようそれぞれの土地利用誘導ゾーンの規制と誘導の考え方を示した運用基準の作成に取り組んでいきます。



用語集

*** 1 野田市総合計画**

市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、将来都市像を実現するための施策を示した市民と行政の目標となるもの

*** 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

県が定める計画で、都市計画区域を対象に都市の将来像を明確に示し、その都市計画区域における都市計画の方向性を示すもので、都市計画区域マスタープランとも呼ばれる

*** 3 パブリックコメント**

行政機関が基本的な計画や条例等を策定するときに、事前に案を公表して意見を募集し、寄せられた意見を考慮して意思決定をする一連の手続

*** 4 パートナーシップ**

連携、協力、協働

*** 5 常住人口**

直前の国勢調査における人口を基に、毎月の住民基本台帳の移動状況（届出に基づくもの）を加算した人口

*** 6 土地区画整理事業**

土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用することにより、公共施設の整備改善、市街地の居住環境の向上、宅地の利用増進を図ることを目的とした、土地区画整理法に基づく事業

*** 7 幹線道路**

県道など、都市間の移動交通を処理する道路であり、都市の骨格を形成する道路

*** 8 連続立体交差事業**

踏切渋滞の解消や鉄道により分断されていた市街地の一体化を図るため、踏切が連続している鉄道の一定区間を高架化又は地下化することにより、多数の踏切除却と、道路と鉄道との立体交差化を一挙に実現する事業

*** 9 都市機能**

商業施設、福祉施設などから駐車場、駐輪場まで、都市を運営していく上での各種機能

***10 しゅんせつ（浚渫）**

河川などの底面を浚（さら）って土砂などを取り去る土木工事

***11 コンパクト**

小型の、凝縮した

***12 ノーマライゼーション**

高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし共に生きぬくような社会こそノーマルであるという考え方

***13 千葉柏道路**

国道16号の渋滞箇所の解消、緩和など、交通の円滑化を目的として、国が計画を進めている道路

***14 広域幹線道路**

自動車専用道路や国道など、長い距離や広い範囲を移動する、広域的な交通を処理する道路

***15 通過交通**

他地域に行くために市街地を通過するだけの車交通

***16 バリアフリー**

障がい者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除いていくこと

***17 インパクト**

影響

***18 交通結節機能**

駅前広場や駐車場、駐輪場などのように、鉄道、バス、自転車などの異種の交通手段間をつなぐ機能

***19 アクセス**

接近、(ある場所などへの)交通路、近づく手段

***20 生物多様性**

多くの生き物がお互いに関わり合いながら、様々な環境に合わせて、生存していること。

***21 ポテンシャル**

潜在する能力、可能性

***22 狭隘(きょうあい)道路**

4m未満の幅員の狭い道路

***23 地区計画制度**

地域にふさわしい景観形成や良好な住環境の創出を図るため、道路、公園などの公共施設の配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定める計画

***24 交通結節点**

鉄道の駅や自動車から徒歩、自転車などに乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場のように、交通動線が集中的に結節する箇所

***25 外郭環状道路**

市街地などへの交通流入を防ぐため、市街地の外周部へ環状に配置される交通処理機能の高い道路

***26 梯子状**

道路の機能を分け、広域的な交通は縦断的に、日常の交通は横断的に処理するといった交通体系のこと

***27 視覚障がい者誘導用ブロック**

障がい者の通行に配慮し、道路舗装上に突起した点を一定のブロック方式に組み合わせて設置したもの

***28 透水性舗装**

雨水を直接地中に浸透させる舗装のことであり、街路樹の保護育成、雨天時の歩行性の向上、雨水の流出抑制などに効果がある

***29 都市公園**

広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業として設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園などがある

***30 都市緑地**

都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地

***31 環境用水**

水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水

***32 循環型社会**

資源を有効に使用し、使えるものは処分せずにリサイクルするなど、可能な限り環境に負担を掛けない社会

***33 合併処理浄化槽**

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽であり、下水道未整備地域における公共用水域の汚濁など、生活環境の悪化に対処することを目的としている

***34 水辺空間整備計画**

座生川流域の市街化に伴う雨水流出増に対処するとともに、市民の憩いの場となるような魅力ある水辺空間の形成を目的として定められた計画

***35 CSR活動**

企業が事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のこと

***36 野田市移動円滑化基本構想**

愛宕駅周辺を重点整備地区として定め、高齢者等が日常的に利用する施設までの道路等（特定経路）の重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図るための構想

***37 NPO**

営利を目的としない民間の組織・団体、各種のボランティア団体や市民活動団体など

***38 社会福祉協議会**

地域社会の福祉に関する調査と対策のために組織される民間の自主的団体であり、国、県、市区町村を単位に設置される

***39 調節池**

大雨時に雨水の流出増などが直接河川へ影響を及ぼさないよう、一時的に雨水を貯留させる池

***40 住工混在**

同一地域に住宅と工場とが混在して市街地を形成していること

***41 市街化区域**

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

***42 市街化調整区域**

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域

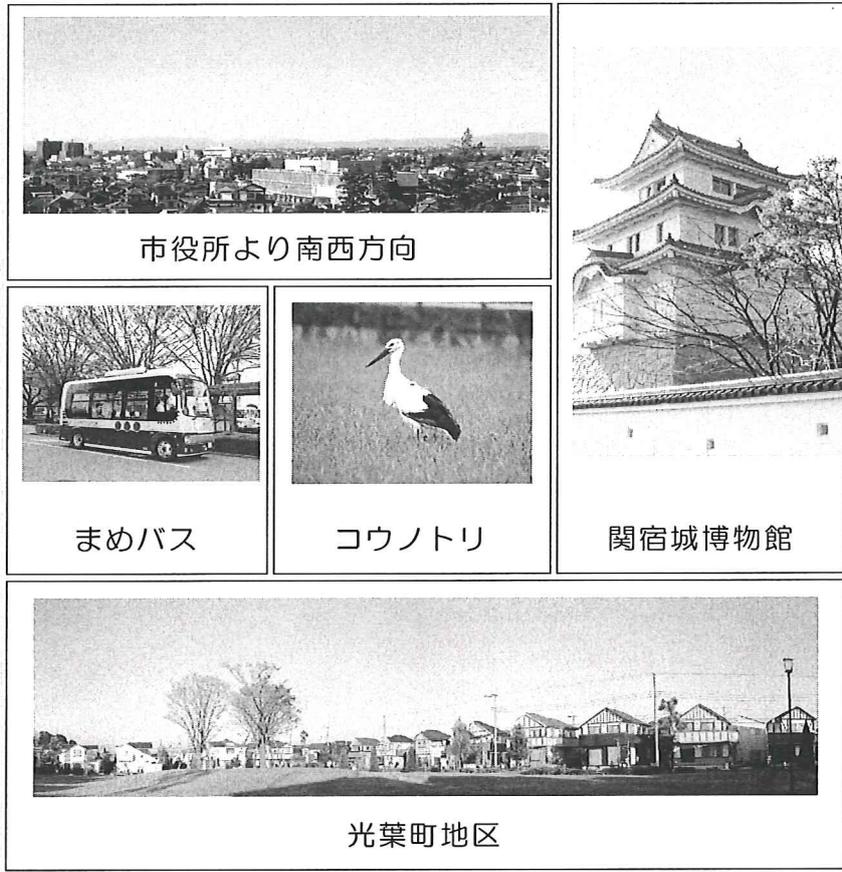
***43 ビオトープ**

動植物が自然の状態で生息できるように造成された場所

***44 インターチェンジの特性**

首都圏中央連絡自動車道五霞インターチェンジ及び境古河インターチェンジから5km圏内は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）による物流施設等の立地が可能となるなど広域交通の利便性に優れているため、物流などの新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進による関宿地域の活性化に貢献すると見込まれている

表紙写真説明



野田市都市計画マスタープラン

平成 21 年 12 月 25 日策定

平成 30 年 月 日見直し

野田市建設局都市部都市計画課
〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7-1
TEL 04-7125-1111
FAX 04-7122-1558
<http://www.city.noda.chiba.jp/>

都市計画マスタープラン策定スケジュール

検 討 委 員 会	都市計画審議会（見直し方針の報告）	素 案 作 成	都市計画審議会（素案の報告）	住 民 説 明 会	パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト 手 続	都 市 計 画 審 議 会 （ パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト 結 果 の 報 告 ）	案 作 成	都 市 計 画 審 議 会 （ 諮 問 ）	主 管 者 会 議 （ 決 定 ）	市 ホ ー ム ペ ー ジ 等 で 公 表
1/12	1/26	4月	8/3	8/26. 27.29	9/1～ 10/3	11/10	12月	H30/2/1	2月 予定	3月 予定

